



図書館だより



合同図書館 10 周年記念展示会報告

東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館開館 10 周年を記念して、2005 年 10 月 27 日から 11 月 2 日まで、稀覯本（貴重図書）の展示会を行いました。

通常、横浜の倉庫に保管されている貴重図書約 500 冊の中から次の 6 冊を展示しました。

- ① 無冤録述
- ② 代言至要
- ③ 出獄人保護
- ④ 明治文化史としての日本陪審史
- ⑤ 帝人事件公判記録
- ⑥ 東京弁護士会役員名簿

初めての試みということもあって、展示方法などに改善すべき点もあったかとは思いますが、貴重図書の存在を皆様にご紹介できたことは有意義であったと考えます。また、合同図書館事務局の皆様の協力にも感謝いたします。

展示図書のうち、嘉永 7（1854）年に刊行された「無冤録述」（元の時代の中国で編集され、その後日本でも何回か抄録が出版された屍体検案のテキスト）と、明治 17（1884）年に刊行された「代言至要」（代言人一弁護士道を説いた本）のほんの一部を現代語に試訳しました。現代にも通ずる内容が含まれているものもあろうかと思われますので、試訳のさらに一部分をご紹介します。

「無冤録述」より

首つり自殺をした死体を調べるときは、まず、その場所の梁（はり）の高さを測るべきである。死体の両脚が宙に浮いていて、舌が出ているはずである。首の結び目がぐると一周しているであろう。これが自ら首をくくった死体の状態である。

屋内で首つりした者については、まずその縄をかけた梁（はり）であれ、ひさしであれ、その上の塵を見るべきである。塵が乱れて散っているはずである。もしその



塵が乱れず落ち着いているのであれば、自殺を偽装したものである。

縄を杖でたたいてみて、きつくしまっていれば首つり自殺であるが、ゆるみがあれば、外にあったのを移して置いたのである。

「代言至要」より

およそ依頼者が提供する事実及び書類について代言人は轻信すべきではない。なぜなら依頼者自身の利欲から、往々不実を行う者があるからである。

もし、事実ではっきりしないことがあるのであれば、代言人は、訴訟当事者本人の出廷を拒否すべきではない。事実をつまびらかにするには最も適当な方法であるからである。

代言人は、依頼者が「勝訴でしょう」と言うのに媚びてはいけない。最良の訴訟といっても、勝敗がどうなるかは分からないので、もし予想に反して敗訴となった場合には、代言人が責められることになるからである。

トリビエー氏などは、この点非常に慎重で、依頼者にも代言人にもあらかじめ勝敗の見込みを告げないことにしているとのことである。

（合同図書館委員会副委員長 甲斐 順子〔二弁〕）